

[事案 2022-18] 契約無効請求

・令和4年12月15日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の不適切な行為を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年4月に医療保険（契約①）、平成30年10月に医療保険（契約②）、令和元年7月に医療保険（契約③）、令和2年4月に医療保険（契約④）、同年11月に組立型保険（契約⑤）、令和3年3月に医療保険（契約⑥）を契約したが、以下等の理由により、契約②③④⑤⑥を無効とし既払込保険料を返還してほしい。なお、契約①は加入意思があった。

- (1) 契約①の締結後、内容を理解しないまま似たような保険に5件加入しているが、いずれも契約する意思はなかった。
- (2) 契約②③④⑤⑥について、保険会社の高齢者募集ルールである契約時の家族による同席が実施されていない。

<保険会社の主張>

募集人への事実確認等を行った結果、各契約の加入手続において、募集人に明確な瑕疵は確認されなかったため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各契約時の状況等を把握するため、申立人の代理人弁護士および契約③④の募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張は認められないものの、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 契約③④について、契約時に行う必要のある家族同席の確認署名は、契約時に同席していなかったにもかかわらず、申立人の子から事後に署名を取得したものであり、高齢者募集ルール違反が認められる。
- (2) 契約⑤についても、契約時に申立人の子が同席したと報告されているものの、申立人の子は同席について否定しており、上記(1)のとおり、契約③④について高齢者募集ルール違反が認められることから、契約⑤の家族同席についても疑わしい。